

「令和 7 年度 泊漁港等整備基本計画策定事業」

企画提案募集要項

令和 7 年 7 月 15 日

那覇市経済観光部
商工農水課 農水グループ

1 募集概要

(1) 事業の名称

「令和7年度 泊漁港等整備基本計画策定事業」（以下、本事業という）

(2) 事業目的

本市の水産業の拠点である泊漁港は、開港から50年以上が経過し、港内施設の老朽化が顕著となっている。そのため、現場の漁業関係者から再整備の要望が求められている。第5次那覇市総合計画や第3次那覇市水産業振興基本計画でも示されているとおり、港内施設の再整備は水産業の振興にとって重要な課題であり、速やかな対応が必要である。

また、泊漁港に隣接する港湾区域（新港ふ頭）について、その管理主体である那覇港管理組合が策定した「那覇港長期構想」では、泊漁港と連携し、港・船の景観等を活かした交流・賑わい空間への再開発について示されている。

これらの状況を踏まえ、本市は令和6年度に今後の泊漁港及び隣接する港湾区域の目指す姿とその実現に向けた取組を進めるため、「那覇市泊漁港将来像構想」（以下「将来像構想」という。）を策定した。本事業は、将来像構想の実現に向けた具体的な施策をまとめるもので、沖縄県や那覇港管理組合、水産関連団体等、全てのステークホルダーが連携し、「泊漁港等整備基本計画」（以下「本基本計画」という。）を策定することを目的とするものである。

本基本計画を策定することで、泊漁港及び隣接する港湾区域の再整備を着実に進め、本市水産業の振興とさらなる地域経済の活性化を図ることを目指すものである。

(3) 業務内容

「別紙1 令和7年度 泊漁港等整備基本計画策定事業 業務委託仕様書」のとおり

(4) 提案上限額

51,500,000 円（消費税及び地方消費税込み）

(5) 募集等の主なスケジュール

①公募開始日	令和7年7月15日（火）
②質問受付期間	令和7年7月15日（火）～7月28日（月） <u>正午</u>
③質問回答	令和7年8月4日（月）
④参加申請書提出期限	令和7年8月8日（金） <u>正午</u>
⑤提案書提出期限	令和7年8月14日（木） <u>正午</u>
⑥プレゼン審査予定日	令和7年8月18日（月）
⑦契約予定日	令和7年8月29日（金）

2 応募資格

本事業に参加できる者は以下の条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者。
- (3) 那覇市の指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (5) 市税を完納していること。
- (6) 申込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらの利益となる活動を行うものでないこと。那覇市が警察署等に照会することについて承諾できること。
- (7) 経営内容や業務実績等から本事業の履行に支障なく、業務を遂行するに相応しい技術を備えていること。
- (8) 那覇市内に本社若しくは支店又は営業所を有する事業者等であること。
- (9) 関係法令を遵守していること。
- (10) 公序良俗に反していないこと。

3 質問事項

「（様式 9）質問書」に質問事項を記入し、電子メールで提出すること。件名を「泊漁港等整備基本計画策定事業に関する質問」とすること。なお、電話での質問は受け付けない。

質問期限：令和 7 年 7 月 28 日（月）正午

宛 先：k-syou001@city.naha.lg.jp

※「k-syou」は英字、「001」は数字。

回 答：令和 7 年 8 月 4 日（月）に、本市公式ホームページに掲載する。

4 協力連携事業者について

本事業を実施するにあたり、他に協力できる事業者と連携して業務を行うことができる。

ただし、この場合、応募者は 1 社とし、協力連携事業者は、本事業の応募者となること及び他の応募者の協力連携事業者となることは認められない。

なお、協力連携事業者は「2 応募資格」記載の(1)～(7)及び(9)～(10)までの要件を満たすものとする。

5 提案書作成及び提出について

(1) 参加申請書兼誓約書提出

参加申請書兼誓約書提出期限：令和7年8月8日（金）正午 ※時間厳守

①参加申請書兼誓約書（様式1）

※参加申請書兼誓約書を提出していない者からの提案は受け付けない。

(2) 提案書等提出書類

提案書等提出期限：令和7年8月14日（木）正午 ※時間厳守

①提案参加届出書（様式2）

②提案書（様式なし。作成の際は「別紙2 提案書作成要領」参照）

③見積書（様式3）

④見積明細書（様式4）

⑤協力連携事業者予定調書（様式5） ※複数事業者による応募の場合のみ

⑥会社概要（様式6）

⑦業務実績調書（様式7） ※過去3年分の実績にかかる契約書の写しを添付すること。

⑧セルフチェックリスト（様式8）

⑨定款

⑩登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※発行から3カ月以内のもの

⑪直近の市町村税の完納（滞納がないこと）を証明する書類

（1ヶ月以内に発行されたもの。）

※協力連携事業者の場合は、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪が全社分必要となります。

(3) 形式

①提案書は「別紙2 提案書作成要領」の内容を必ず記載することとする。

②提案書は表紙を除いて30頁以内とする。

③各書類は押印箇所全てに代表者印を押印した上で、A4フラットファイルに編綴し、書類毎にインデックスタブを貼付すること。

④正本1部、正本のPDFデータ（CD、DVD-ROM等、USB不可）を提出すること。

※PDFデータについて、紙媒体をスキャンしたものではなく、ワードやエクセル、パワーポイント等をPDF形式で保存したものを提出すること。ただし、押印が必要な書類はスキャンしたものを提出すること。

※提出書類毎に分けて提出すること。

⑤カタログ等がある場合は、提案書とは別にバインダー等に綴じ、1部提出すること。

提案内容を説明する重要事項は、提案書にその旨記述すること。

(4) 提出先

那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所 本庁舎6階 商工農水課

※受付は午前9:00～17:00(12:00～13:00は除く)。

※閉庁日(土日、祝日)は受付不可。

※郵送提出は不可。

6 提案審査評価に関する事項

(1) 審査方法

- ・提案書及びプレゼンテーションにより選定する。
- ・企画提案審査の開始時間帯については、応募書に別途通知する。
- ・応募者が5者以上の場合は事前に一次書類審査を行い、プレゼンテーション審査の対象を絞る場合がある。

審査評価区分	審査評価方法
企画提案	提案書及び提案者によるプレゼンテーションを元に、審査及び評価を行う。
価格	見積額の審査を行う。

評価項目

評価項目		
1	事業者概要・実績	
2	実施体制・遂行能力	
3	全般	・事業目的や業務内容等に対する理解度について ・企画の提案力について
4	専門家選任及び体制整備業務について	・全体のコンセプトデザインを担える者(トータルアドバイザー)の予定候補者の明示及び当該候補者の国内における大規模開発の成功実績、選任理由等の説明

5	本基本計画策定業務 について	① 将来像構想の明確化とイメージプランの策定 ② 現状分析と課題の把握 ③ 関係者間による合意形成 ④ 消費者ニーズ調査及び把握等 ⑤ 施設配置計画の作成 ⑥ 全体配置図等の作成 ⑦ インフラ整備計画 ⑧ 事業スキーム等の検討及び整備手順等の作成 ⑨ 事業主体の整理及び決定 ⑩ 概算事業費の算定 ⑪ 収支シミュレーション ⑫ 財務計画・資金調達の計画 ⑬ 景観整備と交流空間の創出 ⑭ スケジュール設定と実施計画 ⑮ 民間サウンディング調査
6	那覇市水産業振興協議 会の運営支援について	・諮問及び答申を通した業務の実施にあたって、そ の効率的な運営支援の方法にかかる提案
7	事務管理業務 について	① 実施計画の策定 ② 業務責任体制の明確化等 ③ 定例会議の開催 ④ 会議の開催 ⑤ 関係者等への説明会の開催 ⑥ 許認可手続 ⑦ ドキュメント等の整備と保存 ⑧ 業務完了報告 ⑨ リスク管理
8	総合評価	企画提案全体に対する評価
9	価格点	見積価格

(2) 日時及び場所

日時：令和7年8月18日(月) ※時間は別途通知

場所：那覇市役所本庁舎 会議室

(3) 提案審査実施方法

企画提案：20 分以内

質疑応答：15 分程度

(4) 評価の前提

提案見積額が事業費上限額を超えている場合や、提案履行内容に合理性がなく著しく業務仕様と離れている場合は、評価の対象外とする。

(5) 評価結果の通知

委員会の選定結果を受け、優先交渉者及び次点交渉者を選定後、全提案事業者あてに通知する。

(6) その他

①順番については、企画提案書を受け付けた順とする。

②プレゼンテーション当日の追加資料配布は認めない。

③プレゼンテーションの内容は、提出された提案書に基づき補足して行うもので、当日の内容変更は一切認めない。

④プロジェクター、スクリーンについては事務局で準備するが、その他プレゼンテーションに必要な物は持参すること。

⑤市役所本庁舎駐車場を利用する際は、事業者にて料金を負担すること。

7 受託事業者の決定及び契約

優先交渉権者と提案内容・契約内容について詳細な協議を行い、受託事業者として決定し、委託契約を締結する。なお、協議が合意に至らなかった場合は次点交渉権者と協議に入る。

(1) 契約期間（履行期間）

契約締結日から令和 8 年 3 月 27 日(金)まで

(2) 契約締結にあたっての主な留意事項

①本事業は、沖縄振興特別推進市町村交付金事業となることから、受託経費の使途については、その根拠となる証拠証憑を整理し、本事業の終了日の属する年度の翌年度から 5 年間保存すること。

②本事業の再委託については、発注者の承認を要件とする。

8 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。

(2) 一つの事業者が複数申請したとき。

(3) 書類等に虚偽の記載がある提案。

- (4) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき。
- (5) 誤字または脱字等により意思表示が不明確な提案。
- (6) その他、本事業に関する条件に違反したとき。

9 その他

- (1) 提案に使用する言語は日本語表記とする。
- (2) 企画提案書に関連する事項については後日、ヒアリングを行うことがある。
- (3) 本事業の提案に係る経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された全資料の所有権は市にあるものとし、提出された資料の返却はしない。
- (5) 提出された企画提案書の著作権は応募者に属する。市が提案者に無断で他の目的に使用することはない。
- (6) 受託事業者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。
- (7) 本事業の公募に係る質問については電子メールのみとし、電話等では取り扱わない。
ただし、質問内容及び本市の回答内容は、本市公式ホームページに掲載する。

10 お問い合わせ先

那覇市役所 経済観光部 商工農水課 農水グループ（本庁舎 6 階）

TEL:098-951-3209 FAX:098-951-3213

E-Mail k-syou001@city.naha.lg.jp 担当：安田